

	特許	実用新案	意匠	商標
対象	発明(自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの)	考案(自然法則を利用した技術的思想の創作)	物品、建築物、機器の操作用の画像などのデザイン	商品または役務を示す文字、図形など
要件	産業上利用可能性 新規性 進歩性	産業上利用可能性 新規性 進歩性	工業上利用性 新規性 創作非容易性	使用する意思 自他商品等識別力
出願	明細書 特許請求の範囲 要約書 必要な図面(任意)	明細書 実用新案登録請求の範囲 要約書、図面	願書 図面(写真、ひな型または見本でも可)	願書 商標の種類によっては、説明書・図面・写真など
出願公開	出願から1年6ヶ月後	なし	登録と同時 (3年以内は秘密意匠とすることも可)	出願から約1ヶ月後(規定なし)
実体審査	出願人等の請求により3年以内に開始	なし(基礎的要件の審査と方式審査のみ)	請求がなくても開始	請求がなくても開始
拒絶	拒絶理由通知 意見書や手続補正書がない場合拒絶査定	なし	拒絶理由通知 意見書や手続補正書がない場合拒絶査定	拒絶理由通知 意見書や手続補正書がない場合拒絶査定
不服審判	3ヶ月以内に可能	なし	3ヶ月以内に可能	3ヶ月以内に可能 補正却下決定不服審判も可能
異議の申立	6ヶ月以内に可能 誰でも	なし	なし	2ヶ月以内に可能 誰でも
無効審判	いつでも(利害関係人のみ)	いつでも	いつでも	いつでも(利害関係人のみ) 不使用取消審判、不正使用取消審判も可
補正	誤りや拒絶理由通知に対して期限内に可能	誤りに対して期限内に可能	誤りや拒絶理由通知に対して期限内に可能	誤りや拒絶理由通知に対して期限内に可能
更新・期限	査定から30日以内に3年分の登録料を納付 出願日から20年	出願と同時に3年分の登録料を納付 出願日から10年	査定から30日以内に1年分の登録料を納付 出願日から25年	査定から30日以内に10年分の登録料を納付(5年分でも可) 10年ごとに更新
法的措置	民事：差止請求 損害賠償請求など 刑事：10年以下の懲役または1000万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金	特許法を準用	特許法とほぼ同様	民事：差止請求、損害賠償請求、信用回復のための措置 刑事：10年以下の懲役または1000万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金